

寒川町選挙管理委員会告示第18号

次の表の左欄に掲げる日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次の表の右欄に掲げる日とする。

令和8年3月1日	令和8年3月2日
----------	----------

令和8年2月7日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光